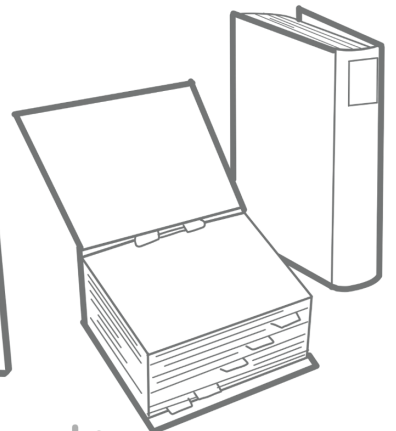
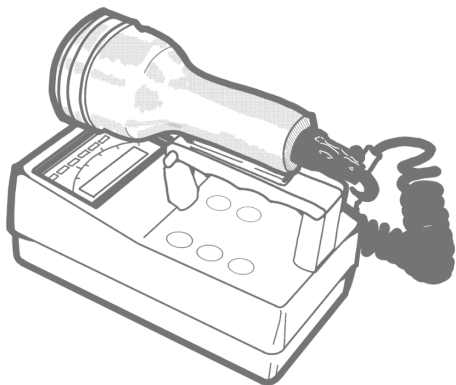
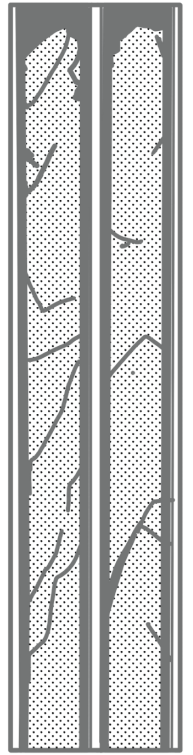


NRA

Nuclear Regulation Authority

規制を通じて
人と環境を守る



原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

- (1) 独立した意思決定
- (2) 実効ある行動
- (3) 透明で開かれた組織
- (4) 向上心と責任感
- (5) 緊急時即応

目次

01 原子力規制委員会の組織理念	07 原子力規制部
02 委員の紹介	— 08 審査グループ
03 組織図	— 09 福島第一原子力発電所事故対策室 検査グループ
04 地方の体制	— 10 原子力検査官が行う規制検査
05 改革の要点	11 放射線防護グループ
	12 技術基盤グループ
	13 長官官房
	14 アクセス

委員の紹介



委員長 山中 伸介

大阪大学で原子炉重大事故に関連した燃料の安全性研究などに従事し、原子力工学、核燃料工学・材料分野の第一人者として活躍。

原子力規制委員会核燃料安全専門審査会審査委員、バックエンド技術評価検討会委員などを務め、原子力規制、原子力安全研究に貢献した。

Message

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓に基づき独立した規制機関として設置され、独立性、透明性に十分配慮し規制活動を行ってきました。IAEAの規制レビュー等により国際的にも業務の評価を受けながら改善を進めているところです。

設置後10年を経ましたが、原子力規制委員会職員の士気は高く、使命感、責任感を持って業務が実施できていると思います。しかしながら、今一度組織全体で初心に立ち返り国内外から更に信頼される規制機関となれるよう努力します。

原子力規制の更なる高みを目指し変化を恐れること無く、改善を続けます。過去の事故や新しい知見としっかり向き合い、職員の能力向上や育成にも注力いたします。原子力に100%の安全は無いということを肝に銘じながら、慢心すること無く謙虚に規制業務を遂行していきます。



委員 伴 信彦

東京大学他、複数の機関で放射線影響・防護の研究・教育に従事。国際放射線防護委員会 (ICRP)をはじめ国内外の委員会等で、放射線の被ばくと健康影響に関する課題に取り組んできた。講演や暮らしの放射線 Q&A 活動委員会を通じて、放射線影響・リスクの科学的な知識の普及にも努めた。



委員 杉山 智之

日本原子力研究所に入所し、原子炉安全工学、リスク評価の研究に従事。原子炉及び核燃料の第一人者として、OECD原子力機関ハルデン計画駐在員、原子力施設安全委員会委員、事故分析・管理ワーキンググループ委員を務めるなど国際的に活躍。

Message

安全規制の目的は、究極的には人を守ることです。放射線について言えば、被ばくに伴う害から人を守ることに他なりません。その際、生物としての「ヒト」への影響を考えるだけではなく、社会生活を営む「人間」への眼差しが大切であることを、福島の経験は物語っています。放射線のリスクを科学的に評価した上で、人間的な側面を心に留めながら、一つひとつの課題に真摯に取り組んでいきたいと思えます。

Message

福島第一原子力発電所事故を目の当たりにして感じた悔しさ、無力感を忘れることなく、これまでに得た知識と経験を活用し、原子力規制委員会委員としての責任を誠実に果たしたいと思えます。また、委員会の10年間の実績を受け継ぎ、残された課題及び今後顕在化する新たな課題に取り組み、より良いものを未来に受け渡すという一連の役割を常に自覚して委員会の活動に臨みます。



委員 長崎 晋也

東京大学及びカナダマクマスター大学で、放射性廃棄物の処分に関する原子力研究の第一人者として活躍。カナダ研究議長にも選出され、原子力工学教育プログラムの運用に携わるなど、放射性廃棄物の処分や、核燃料サイクルについて国際的な視野からの研究及び教育に取り組んだ。



委員 山岡 耕春

名古屋大学及び東京大学地震研究所で、地震及び火山の観測研究に従事、地震・火山研究の第一人者として活躍。日本地震学会会長及び地震予知連絡会会長を歴任し、地震学研究の推進と共に、地震に関する最新の知見を整理し、知見の普及に努めた。

Message

法と、最新の客観的な科学的・技術的事実や情報に基づき、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに国の安全保障に資するため、原子力規制委員会委員としての責務を果たしてまいります。また、同時に、事業の安全に対する第一義的責任を持つ事業者に、その自主的安全性をさらなる高みへと向上させていきたいというモチベーションを与え続けることができる規制機関の一員としての責任も果たしてまいります。

Message

日本列島は、地震、津波、火山噴火、土砂移動など自然災害の脅威に常にさらされています。2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、私を含め地震学者の予想を超えるまさかの規模の地震で、超巨大地震による被害のすさまじさを見せつけられました。自然現象は予想を超える場合がある事を心に留め、常に新たな知見を収集・評価・整理し、東京電力福島第一原子力発電所事故のような重大事故を二度と繰り返さないように、これまでの地震・火山研究者としての経験を活かして委員としての役割を果たします。

組織図



所管法人(一部共同所管)

日本原子力研究開発機構(JAEA)

量子科学技術研究開発機構(QST)

地方の体制

- 原子力規制事務所・分室**
 - 原子力施設近傍に常駐し、原子力規制検査や原子力防災のための取組を実施
 - 環境モニタリングについて関係機関との連携・調整を実施

- 原子力艦モニタリングセンター**
 - 国内に寄港する原子力艦に係る環境放射線モニタリングを実施

- 地域原子力規制総括調整官事務所**
 - 立地県の県庁などに駐在し、関係機関との連携・調整を実施

- 六ヶ所保障措置センター**
 - 再処理施設等に対する査察などを実施



原子力規制委員会と原子力規制庁の違いとは？

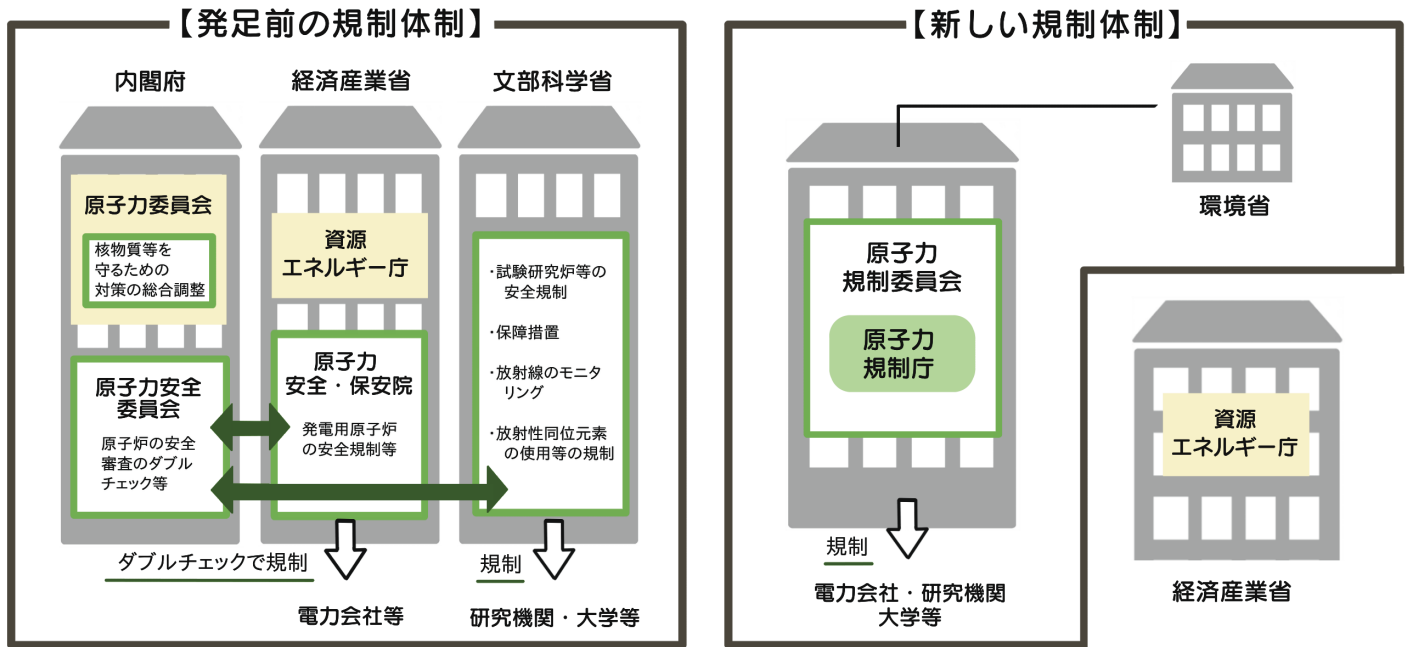
原子力規制委員会の事務局※として、原子力規制庁が置かれています。

※原子力規制委員会を支える実働部隊



改革の要点

01 規制と利用の分離



原子力規制委員会の発足前は、原子力「利用」の推進を担う経済産業省の下に、原子力の安全「規制」を担う原子力安全・保安院が設置されていました。

そうした「利用の推進」と「安全規制」を同じ組織の下で行うことによる問題を解消するため、経済産業省から、安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として原子力規制委員会を新設しました。原子力規制委員会は、独立性の高い3条委員会です。

POINT

3条委員会とは？

3条委員会(国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会)とは、上級機関(例えば、設置される府省の大臣)からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関です。

02 規制の一元化

各行政機関が担っていた原子力の規制の事務、核物質を守るための事務(核セキュリティ)を原子力規制委員会に一元化しました。また、原子力安全委員会を廃止し、必要な機能が原子力規制委員会に統合されました。さらに、文部科学省が担っていた核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射線同位元素の使用等の規制についても移管され、「規制」に関連する機能は、原子力規制委員会に一元化されました。

POINT

保障措置とは？

核物質が平和目的だけに利用され、核兵器に転用されないことを担保するために行われる検認活動のことです。

03 透明性の高い情報公開

原子力規制委員会は、具体的な情報公開請求を待つことなく、自発的に、行政文書をHP等で可能な限り公開します。

原子力規制委員会で行われる会議については、原則として内容を公開していきます。また、電力会社等の被規制者との間で行われる規制に関連する内容の議論についても、記録を残し、原則として公開していきます。

原子力規制委員会は、最新の知見や国際機関からの助言などを踏まえ、規制の枠組みを見直し続けています。

▶強化された重大事故対策

重大事故対策を法令による規制の対象としました。

- ・原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う放射性物質の原子力事業所外への異常放出といった災害の防止が含まれることを明記しました。
- ・発電用原子炉設置者等が行うべき保安のために必要な措置に重大事故対策も含まれることを明記しました。

▶最新の知見を取り入れた規制

最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度(バックフィット制度)を導入しました。日々、国内外の事故・トラブル情報や安全研究から得られた知見の収集・分析を行い、必要に応じて規制基準を見直しています。

▶現場に根差した検査

検査制度の見直しに関する検討を経て、以下の特徴を持った原子力規制制度が新たに施行されました。

- ・「いつでも」「どこでも」「何にでも」、規制委員会のチェックが行き届く検査
- ・安全確保の観点から事業者の取り組み状況を評定
- ・これを通じて、事業者が自ら安全確保の水準を向上する取り組みを促進

▶長期間運転する原子力発電所の安全確保

- ・GX脱炭素電源法の制定に伴い、高経年化した原子炉に対する規制を厳格化するために原子炉等規制法を改正しました。
- ・運転期間によらず、運転開始30年の時点から10年以内毎に設備の劣化に関する技術的な評価を事業者が行い、その劣化を管理するための計画(長期施設管理計画)を確認する仕組みを定めました。

緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、
内閣に原子力防災会議を新たに常設

【平時】

原子力防災会議

- ・原子力災害対策指針に基づく施策等の実施を推進 等
- ・原子力事故が発生した場合の、事故後の長期にわたる総合的な施策の実施の推進

議長 :内閣総理大臣
副議長 :内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(原子力防災)
原子力規制委員会委員長
議員 :国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、大臣政務官等
事務局長:環境大臣



関係省庁

警察庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省 等

【緊急時】

原子力災害対策本部

- ・原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に内閣府に設置
- ・原子力緊急事態に対する応急対策及び事後対策の総合調整

本部長 :内閣総理大臣
副本部長 :内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(原子力防災)
原子力規制委員会委員長
本部長 :国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、大臣政務官等



関係省庁

警察庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省 等

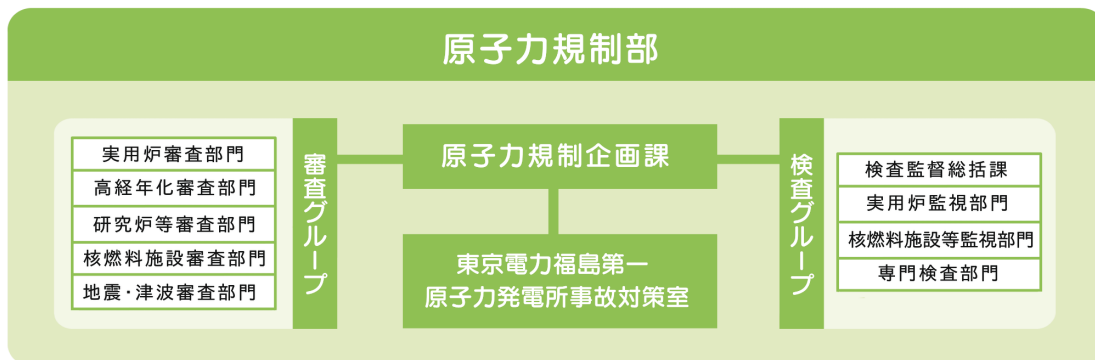
POINT

原子力災害対策指針とは？

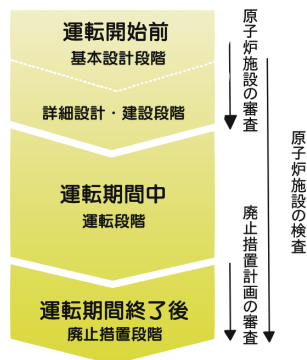
原子力事業者や地方公共団体等による、原子力災害対策の円滑な実施を確保するための方針です。原子力規制委員会が作成します。

原子力 規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故の後、このような事故を二度と繰り返すことのないよう、原子力規制委員会は、原子力施設が満たすべき新たな規制基準を設けました。原子力規制部では事業者からの申請を受け、日本国内の原子力施設がこの規制基準に適合しているか否かを確認するとともに、日々、原子力施設における保安活動を監督しています。



様々な段階での規制基準への適合性の確認



運転開始前の基本設計段階と詳細設計段階でそれぞれ規制基準への適合を確認（審査）するとともに、運転期間中も常時、規制基準への適合を義務づけ、原子力規制委員会の検査官が検査を通じて監視しています。

原子炉施設の審査

原子炉施設の設置許可に係る申請や、設計及び工事の計画の申請、保安規定の申請について、安全性に問題がないかを審査します。

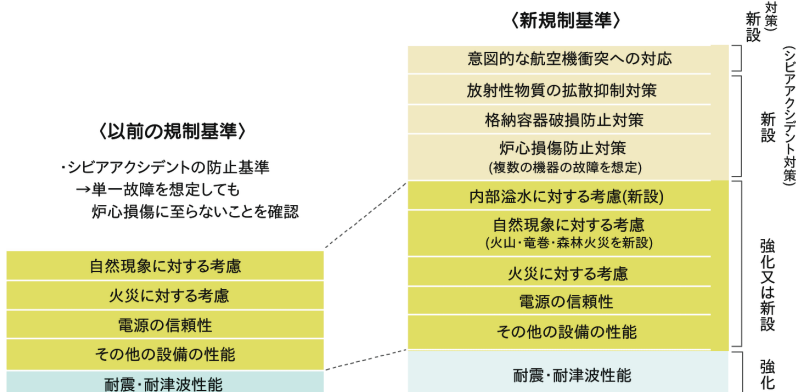
原子炉施設の検査

原子炉を運転する前に行われる使用前事業者検査や、保安規定の遵守状況等、事業者のあらゆる保安活動について、原子力規制検査を通じて監視します。

新規制基準 とは？

東京電力福島第一原子力発電所の事故における教訓や国内外からの知見を踏まえて平成25年7月に新しく策定した規制基準です。

地震や津波への対策を強化し、火山噴火や竜巻等の自然現象に対する考慮や内部溢水に対する考慮を新たに追加するとともに、重大事故（シビアアクシデント）に対する安全対策を新たに義務づけるなど、従前の規制基準と比べて大幅な強化を行いました。



原子力規制企画課

原子力施設の規制基準への適合性は、審査や検査により確認されますが、原子力規制委員会では安全の追求に終わりはないという考えのもと、規制基準への適合性のみならず、常に原子力施設の安全性向上に焦点を当てています。

原子力規制企画課では、国内外の事故・トラブル情報から得られた知見を規制基準に反映する必要がないかなど、原子力規制部内外の調整を行っています。また、審査や検査以外の観点で、事業者の安全への意識やその取組状況を確認するため、電力事業者の経営責任者（CEO）との意見交換会等を実施しております。

審査グループ

審査グループでは、実用炉審査部門、高経年化審査部門、研究炉等審査部門、核燃料施設審査部門、地震・津波審査部門に分かれ、各原子力施設に関する申請が、法令の許可基準に適合しているか、審査会合等を通じて審査を実施しています。

▶実用炉審査部門

原子力発電所を設置・運転するための許認可に係る審査を実施しています。

▶高経年化審査部門

原子力発電所を長期間運転する際の認可に係る審査を実施しています。

▶研究炉等審査部門

試験研究炉、研究開発段階炉、廃棄施設、使用施設等の許認可に係る審査を実施しています。

▶核燃料施設審査部門

再処理施設、加工施設、貯蔵施設、輸送等の許認可に係る審査を実施しています。

▶地震・津波審査部門

原子力発電所、再処理施設等における地震・津波・火山の影響に係る審査を実施しています。



■ 実用発電用原子炉における新規制基準適合性に係る審査の流れ

1) 設置許可基準審査 →許可

新規制基準では、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、地震、津波等の基準を強化した上で、既存の原子炉に対してもバックフィットさせることに加え、仮に、想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散抑制としての対策を要求しています。

設置変更許可の審査においては、発電用原子炉の原子炉施設の位置、構造及び設備、発電用原子炉設置者の技術的能力等が、これらの基準に適合しているかを審査します。

2) 工事計画審査 →認可

工事計画の審査においては、発電用原子炉施設の詳細設計、設計及び工事に係る品質管理の方法等が、設置許可と整合しているか、基準に適合しているかを審査します。

3) 保安規定審査 →認可

保安規定の審査においては、保安規定に定める発電用原子炉施設の保安のために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分なものであるかを審査します。

新規制基準適合性審査に係る現地調査

審査上必要があれば、原子力発電所敷地内の地質構造を確認しに行ったり、安全対策や管理体制などについて確認しに行ったりなど、現場での調査も行います。現地調査の様子はHP等により公開し、透明性の向上を図っています。



東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

東京電力が策定する福島第一原子力発電所の廃炉作業計画(実施計画)の審査・検査による福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全性の監視・評価、福島第一原子力発電所において発生するトラブルへの対応、福島第一原子力発電所事故の調査・分析など、福島第一原子力発電所における廃炉作業の安全に関する規制を扱っています。

東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析

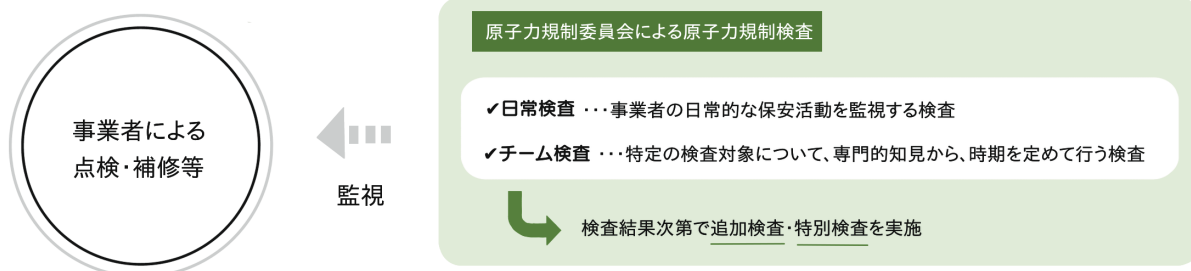
東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つです。現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により原子炉建屋内部等へのアクセス性が向上し、施設の状態確認や試料採取が可能となってきたこと等を踏まえ、原子力規制委員会では、職員による現地調査や事故時の記録等を用いた調査・分析を行っています。

また得られた知見は、原子力安全のさらなる向上のため、規制への反映等へ活用するとともに、国内外に対して情報発信をしております。



検査グループ

原子力規制庁は、事業者が自ら改善活動を積極的かつ的確に運用することを求めた上で、「原子力規制検査」を行い、事業者の弱点や懸念点などに注視して監督を行います。こうして、事業者自らの気付きと原子力規制庁の「原子力規制検査」による気付きの双方が、改善活動の契機となり、原子力施設が、「安全上の影響が大きい事象」に至る前に、改善に結びつくことを目的としています。



▶検査監督総括課

新たな検査制度・運用の企画・立案や、検査に必要なガイド類を作成し、試運用を通じて改善を行います。検査グループの検査官が、原子力施設の保安活動の中で気づいた事項などについて、原子力の安全にどの程度の影響があるかの評価をしています。

▶実用炉監視部門

本庁と各地の原子力規制事務所の検査官で構成され、原子力発電所の保安活動を日々監視しています。原子力発電所で事故やトラブルが発生した場合は、検査官を派遣して情報を収集し、事業者が行う是正活動などを監視しています。

▶核燃料施設等監視部門

本庁と各地の原子力規制事務所の検査官で構成され、核燃料施設などの保安活動を日々監視しています。核燃料施設などで事故やトラブルが発生した場合は、検査官を派遣して情報を収集し、事業者が行う是正活動などを監視しています。

▶専門検査部門

本庁の専門知識を持つ検査官が、火災防護、放射線防護、緊急時対応などの特定の分野について、チーム検査を行っています。また、事業者が原子力施設を使用する前に行う検査が、認可した工事計画などに従って行われているかを確認しています。

検査官は何を見るのか？

中央制御室にて、安全上重要な系統、機器に関する計器等のパラメータを目視するとともに、運転員の操作の状況等を確認し、設備の異常の有無や運転員の対応の適切性を把握。



現場巡視、点検等により、弁の開閉状況から系統構成が適切な状態であるか、弁、ポンプ等の機器から、漏えい、異音等の異常がないかを観察。

事業者の立案した、作業計画、設計変更に伴う現場工事、自ら検出した不適合の対応などが適切であるか監視することに加え、トラブル対応の訓練等の状況を確認。



検査官はどのように見るのか？

1) フリーアクセス

事業者の全ての安全活動に対して、いつでも・どこでも・何にでも自由にアクセスできる。

2) パフォーマンスベースト

形式的にルール、手順に従っているかを重視するのではなく、実際の事業者の活動や施設、設備の状況が本来意図した目的に適っているか、に着眼する。

3) リスクインフォームド

安全上のリスク[※]の大小から、安全上重要なもの・事柄に、より重きを置いて(対象の選定、頻度、着眼点など)検査を行う。

※リスク:ある事柄の重大さと起こりやすさから考えた影響の度合い

放射線防護 グループ

原子力や放射線などの技術は様々な分野で活用されている反面、大量の放射線を人体が浴びる(被ばく)ことで、白内障を発症したりがんのリスクを高めるなどの悪影響を及ぼすことが明らかになっています。放射線防護グループは主に被ばくによる影響から人体を守ることを目標として、政策の企画立案及び実施を行っています。

放射線防護企画課

放射線防護企画課では、原子力災害対策指針の改正や被ばく医療体制の構築など、原子力災害対策に関する制度設計を行っています。
また、放射線による障害の防止に関する様々な基準を齊一化することを目的として設置されている、放射線審議会の事務などを行っています。

保障措置室

保障措置室では、国際原子力機関(IAEA)との協定に基づき、核物質が核兵器等に転用されていないことを確認したり、転用を未然に防ぐための監視等を行うことにより、転用を抑制する業務(保障措置)を行っています。具体的には、IAEA等と協議を行い、取り決めた保障措置の方法に基づいて、原子力施設等での核物質の使用状況について報告書の提出を求めたり、実在庫量の検認や設計情報の検認など、現地での検査を行っています。

監視情報課

監視情報課は、原子力災害が発生した場合の地域住民の避難・一時移転実施の判断等に役立てるため、原子力施設周辺の環境放射線モニタリングに関する業務を行っています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された、放射性物質の状況の把握のため、福島県及びその周辺県において放射線モニタリングを行っています。放射線モニタリングの結果を原子力規制委員会のウェブサイトで公開することで、誰もがリアルタイムで確認できるようにしています。



▲放射線モニタリング
情報共有・公表システム

放射線環境対策室

放射線環境対策室では、関係都道府県とともに、必要な資機材を整備し、環境放射線量を把握するための調査を実施しています。この他、各省庁が実施する放射線調査に対して支援するとともに、米国の原子力艦の寄港地(横須賀港、佐世保港、金武中城)周辺において、寄港時における放射線調査を実施し、影響の有無を確認しています。

放射線規制部門

放射線規制部門では、病院や工場などの事業所で取り扱われる放射性同位元素(RI:ラジオアイソトープの略)などを規制することにより、放射線による障害を防止し、セキュリティ対策を行いながら、公共の安全を確保しています。RIの使用の許可の審査や事業所への立入検査など、規制対象の事業者との窓口として直接やり取りを行うことになるため、「放射線規制の最前線」として業務を行っています。

核セキュリティ部門

核セキュリティ部門では、原子力施設がテロリストに攻撃されたり、保有している核燃料物質が盗まれたりすることがないように、原子力事業者への監督を行っています。原子力事業者には、人の不法侵入やサイバー攻撃への対策等を求めており、専門の資格を持つ当部門の職員が、各原子力施設に赴き検査するなどしてテロ対策等に問題がないかを確認しています。

主な取り組み例

- 1 原子力施設にあるウランなどの核燃料物質の計量管理
- 2 原子力施設への侵入などを防止する対策の審査、検査
- 3 病院、工場及び学校などにある放射性同位元素などの規制
- 4 航空機を用いた空間線量率のモニタリング
- 5 原子力施設の沖での海洋試料採取

放射性同位元素等規制法(RI法)の規制対象

放射線規制部門は、RI法という法律に基づいて、RIや放射線発生装置を規制しています。これらは、私たちの生活のかなり身近にあるものです。例えば、がん治療に用いる放射線治療装置(直線加速装置、重粒子線治療装置など)は、病院に設置され一般的に知られていません。

もちろん、病院以外でも身近なところでRIは利用されています。例えば、飛行機内の非常口サインは、電源がなくてもRIの特徴を利用して光り続けられる仕組みになっています。



技術基盤 グループ

技術基盤グループは、規制基準の策定、審査等の技術支援、国内外の最新知見の収集や、安全研究を行っています。安全研究を通じて、原子力規制庁の科学的・技術的専門性を向上させ、強固な技術基盤を構築・維持しています。

POINT

安全研究とは？

原子力規制委員会が何ものにもとられずに独立した意思決定をしていく上で必要となる、原子力施設に関する様々な科学的・技術的な知見を収集することを中心に据えた研究です。

技術基盤課

技術基盤課は、研究4部門の取りまとめ課として、規制庁全体の安全研究の実施方針を策定するなど安全研究に関するマネジメントを行っています。また、安全研究の成果を含む最新の科学的・技術的知見や、国内外の原子力施設の事故・トラブル情報など取りまとめ、規制に反映させる必要性の有無を検討するなどして、原子力施設に対する規制基準の制定・改正を行っています。

システム安全研究部門

システム安全研究部門では、原子力発電所や核燃料サイクル施設の材料・機器・建造物の劣化、火災、溢水、核燃料の挙動、核燃料物質の貯蔵・輸送、放射線の遮蔽などについて、実験や解析を通じた調査・研究を実施しています。

▶ 主な研究の分野 ● 火災防護 ● 材料・構造 ● 新型炉 ● 特定原子力施設 ● 放射性物質の貯蔵・輸送 ● 加工施設・再処理施設

シビアアクシデント研究部門

シビアアクシデント研究部門では、原子力発電所の重大事故に対して、リスク評価や東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から得られる知見を基に、重大事故が持つ種々の不確かな事象に対するリスクを確認するための安全研究を実施しています。

▶ 主な研究の分野 ● レベル1PRA ● 熱流動 ● シビアアクシデント(レベル2PRAを含む) ● 原子力災害対策(レベル3PRA)

放射線・廃棄物研究部門

放射線・廃棄物研究部門では、被ばく線量の評価や被ばくによる健康リスクの評価や原子炉等の廃止措置によって発生する放射性廃棄物の放射能濃度の評価、放射性廃棄物の埋設施設の長期に渡る安全性を評価するための研究等を実施しています。

▶ 主な研究の分野 ● 放射線防護 ● 廃止措置・クリアランス ● 放射性廃棄物処理処分

地震・津波研究部門

地震・津波研究部門では、人為的にコントロールのできない外部事象(地震、津波などの自然災害)やそれらの影響を受ける建屋、機器等の原子力施設の安全に関する調査・研究を実施しています。

▶ 主な研究の分野 ● ハザード(地震・津波・火山) ● フラジリティ

規制基準・ガイド類策定

学協会規格の技術評価

規制基準に基づく
審査/検査

審査基準等の
検討に参画

得られた知見を
技術支援に活用

安全研究

研究成果の
公表

・学術論文
・国際会議・学会発表
・NRA技術報告
・NRA技術ノート
・安全研究成果報告

長官官房

規制行政の土台となる国会、予算、人事、広報、国際機関との調整など対内外の総括的事務を担います。審査・検査などの規制行政に対し、行政機関としての総合調整の役割をもつのが「長官官房」です。

緊急時の役割

原子力規制委員会活動原則にも掲げられる、「**緊急時即応**」。東京電力福島第一原子力発電所事故の経験に照らせば、原子力規制委員会の活動理念として極めて重要といえます。長官官房ではこの「緊急時即応」のための体制整備も総括しています。



緊急時即応のための体制構築として普段は審査や検査を行っている職員のことを要員として登録し、組織全体で緊急時に備えた体制を確保しています。また、原子力発電所に地震や津波が襲来した場合、複数の原子力災害が同時に発生した場合など、様々なシチュエーションを想定した訓練を定期的実施することで、原子力規制庁職員の緊急時対応能力の不断の向上に取り組んでいます。

透明性の確保

原子力規制委員会の意思決定は、週に一回、全委員が出席する定例の会議で行われます。原子力規制委員会の定例会議は、組織の意思決定の場であり、決定する案件には、所管している法令等の制定・改訂・廃止、原子力施設の許認可等があります。

過去の教訓に学び、原子力規制委員会の活動原則である「**透明で開かれた組織**」のとおり委員会や審査会合等は公開で開催し、会議の様子はYouTube等で配信しています。また、会議資料や議事録も原子力規制委員会のホームページに公開しています。



▲原子力規制委員会公式YouTubeチャンネル



▲原子力規制委員会アーカイブ検索システムN-ADRES



国際的な業務

原子力規制における国際協力とは主に、我が国の原子力規制を向上させるために他国の取組や、国際的な技術の進展に関する最新の知見を「収集すること」、そして我が国の規制が国際的な評価と信頼を得られるように、また他国の参考になるように、情報を発信し、国際社会に「貢献すること」の二つです。

原子力規制委員会では、国際原子力機関(IAEA)や経済協力開発機構/原子力機関(OECD/NEA)との連携、国際原子力規制者会議(INRA)、日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM)等の多国間の枠組みや米国や仏国をはじめとした各国の規制機関と連携することで、「情報収集」と「国際貢献」を行っています。



POINT

規制行政のバックオフィス

法令を改正したい。国際機関と情報交換したい。新情報をプレスリリースしたい。庁内各部局がこうしたニーズをかなえたいとき、長官官房との連絡調整は欠かせません。長官官房は庁内全体の「司令塔」であり、時には庁内国会対応事務や予算要求事務の取りまとめ役となり、時には法令事務に関する知識を活かして庁内各部局の相談役となるのです。

アクセス

原子力規制委員会

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル

◆最寄駅

- ・東京メトロ南北線 「六本木一丁目駅」 徒歩4分
- ・東京メトロ日比谷線 「神谷町駅」 徒歩8分

◆ホームページ

<https://www.nra.go.jp>



◆TEL:03-3581-3352

原子力規制事務所

事務所名	住所	連絡先
泊	〒048-2202 北海道岩内郡共和町南幌似141-1 北海道原子力防災センター1階	TEL:0135-71-2880
東通	〒039-4222 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-35 東通村防災センター2階	TEL:0175-28-5031
六ヶ所	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附1-67 原子力防災研究プラザビル2階	TEL:0175-72-3520
女川	〒986-2231 宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-46 宮城県女川オフサイトセンター1階	TEL:0225-98-9309
福島第一	〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-178 福島県南相馬原子力災害対策センター1階	TEL:0244-32-0600
福島第二	〒979-0513 福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸1-77 福島県檜葉原子力災害対策センター1階	TEL:0240-23-6816
東海・大洗	〒319-1118 茨城県那珂郡東海村舟石川駅東1-17-1	TEL:029-282-4833
ひたちなか分室	〒311-1206 茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-12 茨城県原子力オフサイトセンター1階	TEL:029-265-5852
川崎	〒210-0824 神奈川県川崎市川崎区日ノ出1-1-6 神奈川県川崎オフサイトセンター1階	TEL:044-270-3184
横須賀	〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所3階	TEL:046-828-5822
柏崎刈羽	〒945-0034 新潟県柏崎市三和町5-48 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター1階	TEL:0257-23-9798
浜岡	〒421-0411 静岡県牧之原市坂口3520-17 静岡県原子力防災センター1階	TEL:0548-29-0778
志賀	〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台2-7 石川県志賀オフサイトセンター1階	TEL:0767-32-2323
敦賀	〒914-0146 福井県敦賀市金山99-11-47 福井県敦賀原子力防災センター1階	TEL:0770-25-8661
美浜	〒919-1205 福井県三方郡美浜町佐田64号毛ノ鼻1-6 福井県美浜原子力防災センター1階	TEL:0770-37-2290
大飯	〒919-2104 福井県大飯郡おおい町成和1-1-1 福井県大飯原子力防災センター1階	TEL:0770-77-1687
高浜	〒919-2224 福井県大飯郡高浜町園部35-14 福井県高浜原子力防災センター1階	TEL:0770-72-8100
熊取	〒590-0458 大阪府泉南郡熊取町朝代西2-1010-1 大阪府熊取オフサイトセンター1階	TEL:072-451-0170
東大阪分室	〒577-0813 大阪府東大阪市新上小阪1-3 大阪府東大阪オフサイトセンター1階	TEL:06-6736-9112
島根	〒690-0873 島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター2階	TEL:0852-22-1947
上齋原	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1 上齋原オフサイトセンター1階	TEL:0868-44-7688
伊方	〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1-3-37 愛媛県八幡浜庁舎6階	TEL:0894-23-2215
西予分室	〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5-175-3 愛媛県オフサイトセンター2階	TEL:0894-62-1686
玄海	〒847-0855 佐賀県唐津市西浜町2-5 佐賀県オフサイトセンター1階	TEL:0955-74-9050
川内	〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター2階	TEL:0996-23-1947



原子を包み込むビジュアルは、国民の健康と環境を「確実に守る」強い意志のシンボルです。
大きな瞳のようにも見え、あらゆる角度から「厳しく監視する」姿勢を示すと同時に、国民の澄んだ瞳にいつも「見つめられている」ことを意識し、透明性を高めることを約束しています。